

## 議案第50号

### 鳥取県景観形成条例の一部改正について

次のとおり鳥取県景観形成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年2月14日

鳥取県知事 平井伸治

#### 鳥取県景観形成条例の一部を改正する条例

鳥取県景観形成条例（平成19年鳥取県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 行為の規制等 (第11条—<u>第19条の2</u>)</p> <p>第4章～第7章 略</p> <p>附則</p> <p>(標識の設置)</p> <p>第19条 略</p> <p><u>(行為の完了の届出)</u></p> <p><u>第19条の2 法第16条第1項の規定による届出を行った者は、当該届出に係る行為を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。</u></p> <p>附 則</p> <p>1～10 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 行為の規制等 (第11条—<u>第19条</u>)</p> <p>第4章～第7章 略</p> <p>附則</p> <p>(標識の設置)</p> <p>第19条 略</p> <p><u>(この条例の失効)</u></p>

11 この条例は、平成23年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関する必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、附則第11項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

### (適用区分)

2 改正後の鳥取県景観形成条例第19条の2の規定は、この条例の施行の日以後にされる景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項の規定による届出に係る行為について適用し、同日前にされた同項の規定による届出に係る行為については、なお従前の例による。